

## 厚岸町議会 第1回定例会

令和3年3月12日

午前10時00分開会

- 議長（堀議員） ただいまから、令和3年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、10番、大野議員、11番、中川議員を指名いたします。
- 議長（堀議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。  
6番、佐藤委員長。
- 委員長（佐藤委員） 議会運営委員会報告を申し上げます。  
昨日、午後1時8分から第2回議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。  
追加議案として提出をされました、議案第37号 令和2年度一般会計補正予算及び議案第38号 令和3年度一般会計補正予算の取り扱いについて協議をいたしました。  
その結果、いずれの議案も本会議において審議することとし、新年度予算議決後、審議を行うことに決定をいたしました。  
以上、議会運営委員会報告といたします。
- 議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で、報告を終わります。
- 議長（堀議員） 日程第3、議案第1号 令和3年度厚岸町一般会計予算、議案第2号 令和3年度厚岸町国民健康保険特別会計予算、議案第3号 令和3年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算、議案第4号 令和3年度厚岸町下水道事業特別会計予算、議案第5号 令和3年度厚岸町介護保険特別会計予算、議案第6号 令和3年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号 令和3年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第8号 令和3年度厚岸町水道事業会計予算、議案第9号 令和3年度厚岸町病院事業会計予算、以上9件を再び一括議題といたします。  
本9件の審査については、令和3年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。  
委員長の報告を求めます。

1 番、竹田委員長。

- 委員長（竹田委員） 令和3年度各会計予算審査特別委員会に付託されました議案第1号 令和3年度厚岸町一般会計予算ほか8件の審査については、10日と11日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決したので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（堀議員） はじめに、議案第1号 令和3年度厚岸町一般会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第2号 令和3年度厚岸町国民健康保険特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第3号 令和3年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第4号 令和3年度厚岸町下水道事業特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第5号 令和3年度厚岸町介護保険特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第6号 令和3年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第7号 令和3年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第8号 令和3年度厚岸町水道事業会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第9号 令和3年度厚岸町病院事業会計予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 日程第4、議案第37号 令和2年度一般会計補正予算を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、議案第37号 令和2年度厚岸町一般会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

議案書1ページであります。

令和2年度厚岸町一般会計補正予算（14回目）。

令和2年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、359万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、129億4,740万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1票 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

2ページから3ページまで、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入、歳出ともに、2款、2項にわたって、それぞれ、359万5,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金176万円。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金176万円の増。充当事業については、歳出にてご説明いたします。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金183万5,000円。補正財源調整のための計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目諸費176万7,000円の増。新型コロナウイルスワクチン予防接種体制確保は、新型コロナウイルスワクチン予防接種を実施するに当たり、その準備に要する経費の計上で、上段の371万7,000円の減は、3月1日付けで、新たに新型コロナウイルスワクチン接種対策室の設置に伴い、予算の所管を「保健福祉課 健康推進係」から変更したことによる減であります。

下段、548万4,000円は、上段の振替えと、さらに新型コロナウイルスワクチン予防接種を実施するに当たり、その準備に要する経費の計上で、176万7,000円の追加計上として、職員の超過勤務手当18万円、消耗品費は日程周知用の窓空き封筒などの購入として43万1,000円の増、通信運搬費は日程周知等の郵送料として34万9,000円の増、手数料は対策室の電話新設手数料として14万8,000円の新規計上、委託料はパソコンの増設等に伴う委託料として62万6,000円の新規計上、事務用備品購入はパソコン1台の購入費の計上であります。なお、この財源については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を充当するものであります。

6款1項商工費、6目諸費182万8,000円の増。緊急経済対策支援給付金は、令和3年2月22日に厚岸町商工会から、外出自粛が広がる中、年末年始の経営に特に大きく打撃を受けているスナック店に対し、支援措置の要請を受けての支援策の計上で、その内容は、対象要件に該当するスナック店1事業者に対し、令和元年分の売上高が500万円以上1,000万円未満の場合は、1カ月10万円として、2カ月分20万円を4件に、令和元年分の売上高が500万円未満の場合は、1カ月5万円として、2カ月分10万円を10件に支援をするものであります。

この支給対象は、令和2年12月1日現在において、厚岸町に主たる店舗を有し、かつ厚岸町において引き続き1年以上事業を営み、交付申請の時点で給付金受給後も営業を継続する意思を有する事業者を対象とし、令和2年12月から令和3年1月の2カ月間の

売上額の合計が、対前年同月比で30%以上減少しているものが対象で、14事業者を見込んでおり、その補助金180万円と審査業務の事務を厚岸町商工会に委託して実施する内容であります。また、参考資料として提出しておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第37号 令和2年度厚岸町一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 6款1項6目諸費180万円、ここでお尋ねをさせていただきます。よろしいですか。

コロナの関係もあって、飲食店のほうは私の極力出向くのは控えております。実態についてなかなか分からない部分もあるのでお伺いをさせていただきます。

本当に推測では申し訳ないのですけれども、きっとお店の営業している方々は大変な思いをしていると、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。これの上程に至るに当たって、当然その業界なり商工会のほうからそういう申し入れがあったと思うのです。この辺の状況含めて、所管としてどのように捉えているのか、今回に至る、どのような状況をつかまえて計上に至ったのかお伺いをします。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） ご質問にお答えいたします。

これまでも、町と商工会によります町内経済影響調査を実施してきたところでございます。事業者の経営状況等を注視してきたところでございますが、2月に町内飲食業者の忘年会、新年会、12月、1月における影響調査におきまして、特にスナック店での落ち込みが大きく影響してきており、中には前年対比、12月、1月、150万円を超える影響も出ているお店もあったところでございます。このため、商工会では改めて緊急に影響額を含む訪問や聞き取り調査等を行った結果、スナック店からはさらに3月、4月の歓送迎会を含め、事業継続に対する大きな不安とともに、このままの状況では維持できず廃業をせざるを得ないとの声も大きく出てきており、2月22日付けで商工会から特にスナック店へ対する緊急給付金についての要望が上がったところでございます。

町としましても、事業継続のため、緊急に事業継続への支援が必要との判断から、また1件も廃業させないとの強い町長の判断をいただきまして、今回3月補正への追加計上をさせていただくこととし、あらかじめ2月26日の議員協議会におきましても、事前に説明をさせていただいているところでございます。

今後、3月、4月歓送迎会、さらには5月には桜・牡蠣まつりなどのイベントが予定されておりますが、大変厳しい状況下にあり、町内経済への影響がさらに危惧されているところでございますが、必要な対策につきましては、今回のスナック店に対する事業継続もございしますが、これからも必要な対策を商工会をはじめ、関係機関と検討を進め

てまいりたいということで考えているところでございます。

なお、今回のスナック店事業継続緊急支給給付金につきましては、先ほど総合政策課長が詳細については説明していただいたとおりでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 大変、懇切丁寧な説明だったのですが、今の説明を聞きますと、今後のことも含めて今回の計上というふうに理解したのです。5月以降のことも含めて、勘案して、さらにその先もまた新たな対策をとというようなニュアンスでとったのですけれども。その辺について、改めて確認をさせていただきます。どこまで見て、この分なのか。今の説明だと、5月以降の分は新たな分でまた考えていますと、こういうふうに理解される答弁だったのですが、いかがですか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 今回は、先にご説明申し上げましたとおり、忘・新年会、12月、1月におけます影響額に対する支援でございます。なお、後段で申し上げましたおは、今後におきましても大変、3月、4月、歓送迎会を含めた中、さらには5月の桜・牡蠣まつりなどのイベント等についての開催についても大変厳しい状況にあるといった中で、今回についてはスナック店に対する、12月、1月に対する、影響に対するご支援をさせていただくと。さらには、今後の状況を踏まえた中で、さらに影響等があった場合については、その状況に応じた中で必要な措置をさらに講じていきたいと考えているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 今後のことについては、今後のことだから、あれなのですけれども、それは今回には含まれていないと理解をさせていただきました。その上でお尋ねをするのですけれども、非常に困って対策をされると。金額なのです。5万円の設定に基準というか。1カ月で5万円という数字がどうなのかという根拠、非常に1件当たり5万円で1カ月何とかというと、僕の頭ではちょっと少なすぎるのではないのかなと感じるのが実態なのです。その辺について、もう少しきちんと説明してください。財源ないから5万円にしたのか、どうなのか。5万円に設定した基準はこういうことだから5万円なのだと。私はもう少し多くないと、1カ月の補償として5万円というのはいかがなものかなと感じるのですが、町としてはどのような判断で5万円になったのかなど。この辺について、説明を求めます。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今回、コロナが発生する中で、今厚岸町の経済、大変であります。特に商工会からはスナックのお店屋さんに対するご支援があったわけでありまして。名前は支援ということになっておりますが、やはり先ほど担当課長からお話いたしましたとおり、大変な事情の中で、私はやはり1件でも廃業、倒産するようなことがあったならば、厚岸の経済は大変になる、そういう意味において、私は継続支援ということで、そういう対策を講じさせていただいたわけでありまして。金額等につきましては、担当課長から答弁させますが、何とぞ考え方としては、そういうことであるということをご理解をいただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 議員協議会の折にもご説明申し上げましたのは、過去にも議会の中におきまして、佐藤議員のほうからも今後の緊急給付の支援におきましては、経営規模に応じた中での粗利というような方法でのほうがより公平とのご提案等もいただいたところがございます。これまで商工会と協議を行うとともに、別海町での粗利の方法についての事例等を参考に検討を行ってきたところがございますけれども、残念ながら別海町では検討を行った中、この粗利方法についての実施は至らなかった状況でございますし、今回の支援につきましては、さらに緊急を要しているとの判断から、今回商工会の要望に応じまして、商工会でご提案いただいた方法で今回支給をさせていただくといったところがございます。また、議員協議会の中におきましても、この支給の金額についても、もう少し多く支援ができないのかといった温かいご意見もいただいたところがございますが、今回におきましては、あくまで商工会の要望に応じた中での支給をさせていただく。ただし、今回は、先ほどとまた重複しますけれども、忘・新年会、12月、1月に限った中での支援をさせていただく状況でございますけれども、今後の状況に応じた中で、さらに検討を図りながら、町の財政の中と、財源を含めた中で、支給の在り方については今後必要な対策をさらに検討していくということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

2番、石澤議員

●石澤議員 コロナウイルスワクチンの接種体制のことなのですが、何回かニュース見ていますと、コロナウイルスワクチンを接種した方が、特に女性に多いのですが、副反応が出ています。それで、今日のニュースの中で反応する物質があるのではないかとというようなことも出ていました。それで、コロナウイルスのワクチンを受けるのは希望者ということで、希望者のみで強制はしないと書いていましたけれども、それは希望者のみでいいのでしょうか。その辺どうなっていますか。

●議長（堀議員） ワクチン接種対策室長事務取扱副町長。



●副町長（會田副町長） 議員協議会等々でもご説明をさせていただいているとおり、妊娠中の方を除いては努力義務と法律では規定をされております。あくまでも希望者。希望があった方に対しての接種ということでございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 それで、どうしてもワクチン受けられない体質の方もいると思うのです。ワクチンを受けなかったことで、その人に対して差別とかいじめとか、そういうことがないような方法も考えてもらいたいと思うのですがいかがですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 報道等ではそういうような、受けない方に対する職場での差別等々について、報道もされているようでありますけれども、国のそういったこれから本格的に始まっていくにしたがって、国のほうからのそういった指導もあるかと思えますけれども、町としても今後周知を図っていく上で、そのことも含めて、町民の方に周知をしてまいりたいと思えます。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第5、議案第38号 令和3年度一般会計補正予算を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、議案第38号 令和3年度厚岸町一般会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

議案書1ページであります。

令和3年度厚岸町一般会計補正予算（1回目）。

令和3年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、8,110万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、97億7,318万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1票 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

2ページから3ページまで、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では1款2項、歳出では1款1項にわたって、それぞれ、8,110万5,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金3,203万9,000円の増。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、新規計上は、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う負担金の計上で、充当事業は歳出予算において説明いたします。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金863万5,000円の増。国の第3次補正において、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援対策に伴う交付金の計上であります。

なお、充当事業歳出予算において説明いたします。

また、充当事業一覧を参考資料として提出しておりますので、ご参照願います。

3目衛生費国庫補助金4,043万1,000円の増。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、新規計上で、充当事業については歳出にてご説明いたします。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目諸費8,110万5,000円、新規計上。健康管理システム整備事業100万円、新規計上は、ワクチン接種券の発行を住民基本台帳システムと連携させるためのシステム改修費の計上であります。

PCR検査支援863万5,000円、新規計上。町内の高齢者及び障がい者施設等の従事者を対象にPCR検査を実施するもので、その内容は、対象施設として、高齢者施設の入所施設1カ所、グループホーム2カ所、通所施設3カ所、障がい者施設のグループホーム1カ所、通所施設5カ所で、対象施設の全ての従事者が対象で、施設従事者のワクチン接種が始まるまで月1回検査を行うとして、高齢者施設従事者95人に対し5回分と障がい者施設従事者75人に対し7回分のPCR検査委託料と検査キット郵送代の計上であります。

なお、この財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであります。

新型コロナウイルスワクチン予防接種体制確保3,943万1,000円、新規計上。次ページ

にわたり、新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施に要する事務管理経費の計上で、その内容は、会計年度任用職員2名の雇用に伴う給料、職員手当及び健康保険料と職員の超過勤務手当の計上、謝礼金113万6,000円は、予防接種の実施に伴う町内医療機関医師派遣謝礼金等の計上、旅費14万4,000円は、健康被害調査委員会委員の旅費の計上、消耗品費151万1,000円は、日程周知用の窓空き封筒及びパーティション等の購入、通信運搬費259万9,000円は、対策室の電話代及び接種券等の郵送代の計上、手数料84万8,000円は、町内医療機関の個別接種事務手数料等の計上、自動車損害保険料11万円は、リース車両2台分の保険料の計上、予防接種業務委託料1,259万6,000円は、予防接種の実施に伴う医師1名、看護師3名の業務委託料の計上、接種券印刷封入委託料211万5,000円は、65歳未満のワクチン接種券印刷封入委託料の計上、会場借上料360万4,000円は、湖南地区のワクチン接種会場となる社会福祉センター大ホールの借上料の計上、車借上料360万円は、ワクチン接種会場の移動に必要なワゴン車2台分のリース料とワクチン運搬用車両1台分のリース料の計上、事務機器借上料149万円は、会計年度任用職員用のパソコンなどの借上料の計上、事務用備品購入57万7,000円は、飛沫防止用パネル6台とパネルホワイトボード7台の購入と、機械器具購入68万7,000円は、ワクチンを保管する冷凍庫1台の購入費の計上であります。

なお、この財源については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を充当するものであります。

新型コロナウイルスワクチン予防接種3,203万9,000円、新規計上。新型コロナウイルスワクチン予防接種の費用の計上で、予防接種委託料3,133万2,000円は、接種見込み者数6,880人に対し、2回分の委託料の計上で、予防接種非接種者予診委託料70万7,000円は、予診見込み者数400人に対する委託料の計上であります。

なお、この財源については、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を充当するものであります。

以上で、議案第38号 令和3年度厚岸町一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第6、意見書案第1号 核兵器禁止条約の批准を求める意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長。

- 議事係長（佐藤係長） 意見書案第1号。

核兵器禁止条約の批准を求める意見書。

上記議案を次のとおり提出する。

令和3年3月8日。

提出者 厚岸町議会議員 石澤由紀子。

賛成者 厚岸町議会議員 室崎正之。

同 同 音喜多政東。

核兵器禁止条約の批准を求める意見書。

2017年7月に国連会議で採択された核兵器禁止条約が2020年10月22日未明（日本時間）、批准国50に達し、条約の規定により90日後の2021年1月22日発効しました。

同条約は、核兵器の非人道性をきびしく告発し、その開発、実験、精算、保有から使用と威嚇に至るまで全面的に禁止して違法化し、完全廃絶までの枠組みと道筋を明記することで、各保有国はいっそう政治的・道義的に追いつめ、核兵器廃絶に向けた動きに弾みをつけることは間違いありません。

グテレス国連事務総長が、「世界の運動が成就した」と歓迎したように、核兵器のない世界の実現に向けて条約制定・批准を働きかけた被爆者やNGO関係者、平和を願う多くの人々の努力の結晶です。

来年に予定されている核不拡散条約（NPT）再検討会議において、核保有国に対して、「核軍備縮小・撤廃のために誠実に交渉を行う」義務（NPT第6条）を自ら世界に約束した「核兵器の完全廃絶」（2000年NPT再検討会議）の実行を迫る、国際的な世論と運動を発展させることが、いよいよ重要となっています。

残念なのは、日本政府の姿勢です。国内マスコミからも、「日本は保有国と非保有国の「橋渡し役」になると言い続けているが、いったい何をしたというのか」（道新10/27）と言われるように、唯一の被爆国としての役割そのものが問われています。

昨年10月かた、「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」が始まっており、署名の呼びかけ人には、被爆者のほかに著名な文化人なども名を連ね広がっています。

日本政府が、一日も早く核兵器禁止条約に参加することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議員 堀 守。

参考 送付先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣。

- 議長（堀議員） 提出者であります石澤議員に提案理由を求めます。

2番、石澤議員。

- 石澤議員 今、読み上げた内容におおむね書かれています、少しだけ付け足していきたいと思います。

条約の発効によって、核兵器を道徳的、人道的、そして法的観点からも容認できない戦争手段として烙印を押すことができました。劣化ウランなど、過去の様々な兵器にまつわる禁止条約の規範は締結国ではない国の政府や企業の政策方針に影響を与えてきました。核兵器禁止条約の禁止協定は、核兵器のない世界に向けて、全ての努力の判断基準であり、明確な基準となります。

核兵器の禁止、廃絶が必要とされている最大の理由は、核兵器の実験や使用の犠牲者、被爆者が被った苦しみと破壊を示す証拠があるからです。核爆発によって発生する爆風、熱風、放射線、落下物は無数の人々の命を奪い、人体に短期的、長期的な計り知れない影響を及ぼします。また、環境やインフラ、社会、経済、開発、社会秩序を長期的に損なう可能性が高く、再建するにもどれほどかかるか予測は不可能です。ひるいなく恐ろしい核兵器から、現在及び将来の世代を守らなければなりません。核兵器が存在する限り、使用されるリスクはなくなりません。

議員の皆様には、大切な子どもたちの未来を奪うことのないようにするためにも、ぜひこの意見書を採択してくださるよう、よろしく願いいたします。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議があり、討論がありますので、これより、討論を行います。

始めに、原案に反対者の発言を許します。

6番、佐藤議員。

- 佐藤議員 核兵器禁止条約の批准を求める意見書案について、反対の立場から討論するものでございます。

まず、始めに、この核兵器禁止条約は、核兵器の非人道性に関する議論を踏まえ、国連のもとで2017年3月以降、2回の交渉会議を経て、7月採択をされました。

ちなみに、日本は第2回目の交渉会議は参加をいたしておりません。

また、その条約の内容につきましては、核兵器その他の爆発装置の開発、実験、生産、製造、取得、保有または貯蔵。二つ目には核兵器またはその管理の直接的間接的な

移転。三つ目は核兵器またはその管理の直接的、間接的な受領。四つ目は核兵器の使用または使用の威嚇。五つ目はこの条約が禁止する活動に対する援助、奨励または勧誘。六つ目は自国に領域または管轄、管理下にある場所への核兵器の配備、設置または展開の容認等を禁止することについて規定したものがこの核兵器禁止条約の内容でございます。

私は、世界で唯一の被爆国の国民の一人として、核兵器のない世界の実現を訴え続けてこられました被爆者の方々や被爆地の皆様の努力に対しては敬意を申し上げたいと思いますし、私自身も核兵器のない真の世界平和を心から希求する一人でもあります。そのことは、先ほど提出者でありました石澤議員との思いは同じでございます。

しかしながら、この条約は人道のみが優先されていることから、一つは核抑止力への配慮が足りません。そして、非核兵器国と核兵器国との分裂も懸念され、加えて厳しさを増す国際安全保障環境への認識の不足であります。

核軍縮を進めていくには、何より、現に核兵器を保有する国を関与させることが大切であります。しかし、「核兵器大国」といわれるアメリカ、ロシア、中国、イギリス、フランスの5カ国は、条約会議にも参加をいたしておりません。

しかし、日本は、核は「持たず」「つくらず」「持ち込ませず」の非核三原則を世界に向けて発信しており、実践をいたしております。

その点では、日本は唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約が目指す核兵器廃絶という理念は共有しているものと思います。

結論を申し上げます。世界的にそうでありますけれども、特に日本を取り巻く東アジアにおいても、中国、北朝鮮等の核開発は報道のとおりであり、国際社会の平和と安定にかつてない重大かつ差し迫った脅威であり、北朝鮮のように核兵器の使用をほのめかず相手に対し、日本は日米同盟のもとで核兵器を保有する米国の抑止力に頼らざるを得ない状況も、これが現実でございます。

軍縮に取り組む上で、禁止条約には人道のみが優先され、安全保障の観点で欠落しており、核兵器を直ちに違法化する条約に参加すれば、核抑止力を損ない、国民の生命、財産を危険にさらすことになり、日本の安全保障にとって大きな問題を惹起いたします。

また、現在でも日本と同様の非核兵器国からも支持も得られておらず、国際社会の分断も懸念されます。

日本も先の大戦から70年以上が経過をいたしました。世界に背を向けると、第二次大戦以降、争いのない年は一度もありません。それが人間の業ともいべき世界の現実であります。

単に核兵器禁止条約を批准することが解決策ではなく、日本は核兵器国と非核兵器国の双方の橋渡し役としての役割を果たすことで、現実的な観点から核なき世界を実現すべきと考えます。

核兵器廃絶という言葉だけにまどわされることなく、世界の現実に目を向け、目先の感情にとらわれず、総合的にご判断いただき、賢明なる決断をお願い申し上げ、本意見書案に対する反対の討論とさせていただきます。

●議長（堀議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、音喜多議員。

●音喜多議員 ただいま議題となりました意見書案第1号 核兵器禁止条約の批准を求める意見書案について、賛成の立場で討論するものであります。

先ほど、提出者であります2番議員さんより、縷々説明がされた内容に尽きるのですが、この意見書の原点は、広島、長崎の原爆犠牲者の苦しみを感じとって、この厚岸町の町民を代表する町議会議員の皆さんに平和のために力を貸してほしいということでもあります。

一瞬にして多くの犠牲者の声から生まれた核兵器禁止条約は、この地球上の全ての人類、生きている全てのものの命に関わる平和問題へと進展しております。

戦後生まれの私は、幼い頃学校で教わった戦争の話に、日本はアメリカや世界の国を相手に戦い、戦争が終わる引き金となったのが、広島や長崎に原子爆弾が投下され、多くの犠牲者が出たことが要因で戦争が終わり、日本は戦争に負けた国だと話されました。

さらに、南洋の海で、内地のマグロ漁船が原爆の雨を浴びる話も聞かされ、後に静岡県焼津市の遠洋マグロ漁船、第五福竜丸事件を知るのでもあります。

子どもながらに級友たちとの会話の中で交わした「ピカー・ドン」「ピカー・ドン」という表現が、どれほどむごいもの、ひどいものか、恐ろしいものか、深く知らずにその犠牲の上に危うい平和と言われる中に今日自分がいるわけでもあります。

そして、広島、長崎の被爆から、今75年が経過しましたが、この間の経緯は意見書案に書かれているとおり、この禁止条約は、初の国際法規として今年の1月22日に発効され、核の忌まわしい、無残さを二度と繰り返さないよう、訴え続けてきた被爆者らの願いが実を結びました。

しかし、核を保有するアメリカやロシアなどは、この条約に縛られないとの立場であります。日本はご存知のとおりアメリカとの同盟国との立場で、「核の傘」に依存しており、残念ながらこの条約に参加しておりません。本来ならこの核兵器禁止条約の推進に他国に先駆けてルールを敷く立場であります。

人類史上、アメリカが初めて日本の広島、長崎市民に核兵器を使用し、その犠牲者の声に、国際社会は「核なき世界」に向かって、新たな階段を上り始めました。

終わりに、もう一度議員皆さんに呼びかけます。

戦後75年が経ちましたが、原子爆弾という核兵器でなくなった魂の声、今も後遺症で苦しんでいる被爆者の声が、この求める条約の原点となっております。

どうか、賛同賜りますようお願いし、意見書案第1号 核兵器の禁止条約の批准を求める案に賛成し、終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

●議長（堀議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

5番、南谷議員。

●南谷議員 私も、本意見書に賛同できませんので、反対の討論をさせていただきます。

世界で最初に原爆が投下された日本は、核兵器の災禍を語り継ぎ、全世界で二度と核兵器を使用しないよう努力すべきだと私も思います。

ですから、提出者であります石澤議員、音喜多議員の思いはよく分かります。

しかしながら、国連で採択された核兵器禁止条約に対し、日本の政府は慎重な立場を取り、実際の核保有国から賛同を得ておられません。この現状を踏まえ、核保有国と非保有国の対立を一層深め兼ねないと考え、不参加、調印しないという日本政府は判断に至っております。

現在、日本はアメリカの傘のもとで安全保障政策を行っており、核の傘によるアメリカの抑止力が働いていることは多くの方が認識を共有していると思います。

核兵器禁止条約への参加は、その安全保障政策と矛盾した主張になりかねません。

ドイツやオーストラリアなど、NATO諸国が条約参加を見送っておるのも、日本と同じく核の傘のもとで安全保障体制を構築しているからであります。

日本が核兵器禁止条約に参加することは、核兵器不拡散条約さえ、禁止条約よりも少し緩いというか、現状に合った条約、今の世界の情勢を踏まえて、ぎりぎりの条約、そういうものを守っておるわけでございますけれども、この条約さえも守れない国があり、もし禁止条約を批准するとすれば、こういう核保有国同士の対立をあおることになるかもしれません。

現状、核軍備の管理、軍縮をめぐる複雑な制度、政治的な駆け引きが存在しております。

また、本条約を批准している国の多くは、核を持たない国であります。反対に核保有国の中には、自国の領土拡大、権力誇示のため、核を絶対手放さない、ルールを守らない国もあります。核保有国と非保有国の橋渡しをすべき日本が逆にこれらの国々の対立を生み、核の廃絶に対して、逆効果になることも危惧されます。

核兵器のない世界の実現は核兵器廃絶という願いは、私も同じ思いであります。安全保障上の実情と核保有国の実態を鑑みますと、本条約への参加は、私は難しいと考えます。

議員皆様の深い深いご理解をよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

●議長（堀議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、次に、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、以上で討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。



(賛成者起立)

- 議長（堀議員） 出席議員9人、そのうち起立者数4人、起立少数であります。  
よって、本案は否決されました。

- 議長（堀議員） 日程第7、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。  
次期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書がお手元に配付のとおり、各委員会から提出されております。  
お諮りいたします。  
本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。  
よって、本申出書のとおり承認することに決しました。
- 議長（堀議員） お諮りいたします。  
以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。  
よって、厚岸町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います、  
ご異議ありませんか。

(な し)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。  
よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。  
以上で、令和3年厚岸町議会第1回定例会を閉会いたします。

午前11時02分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和3年3月12日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員